

岐阜県公報

第二千六百五十五号
平成二十七年六月十二日

(金曜日)

土地改良区の定款の変更認可

(西濃農林事務所) 四二二

目次

告示

管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	四二二 ^{ページ}
管理美容師資格認定講習会の指定	(同)	四二二
医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	四二二
指定訪問看護事業者等の指定	(同)	四二三
指定医療機関の所在地の変更の届出	(同)	四二三
指定医療機関の廃止の届出	(同)	四二三
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	四二四
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	四二六
指定介護機関の廃止の届出	(同)	四二七
医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	四二七
道路の区域変更	(道路維持課)	四二八
公 示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	四二八
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	四二八
落札者等に関する公示	(文化振興課)	四二八
公共測量の実施	(用地課)	四二九
公共測量の終了	(同)	四二九
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務の全部の廃止	(建築指導課)	四二二
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の委任	(同)	四二二

告 示

岐阜県告示第三百七十号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により平成二十七年管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆敏
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロントエアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二七・一・九	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一・一・一六	衛生管理	同
同 一・一・三〇	衛生管理	同

岐阜県告示第三百七十一号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により平成二十七年管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆敏

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロントエアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二七・一・九	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一・一・一六	衛生管理	同
同 一・一・三〇	衛生管理	同

岐阜県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

さかいた耳鼻咽喉科 羽島郡岐南町八剣二丁目一七八番 平成二七・四・一

おくだ内科 各務原市鷺沼三ツ池町五丁目二四 同

はやかわクリニック	大垣市東町二丁目七番地一	同
札幌 歯科 医院	羽島市正木町不破一色三〇三番地二	同
西尾 歯科 医院	多治見市奥川町五番地の三	同
ふうせん薬局 田原店	関市西田原一三三二二二	同
県北西部地域医療センター 白川村国民健康保険 白川診療所	大野郡白川村鳩谷二八番地	平成二七・五・一
咽科	郡上市八幡町中坪二丁目五番地一	同
やまもと整形外科クリニック	可児市御嵩町上恵土一五〇番	同
ときつくりニック	土岐市土岐口中町六三六	同
まみや調剤薬局 岐南店	羽島郡岐南町下印食三丁目一四番三	同

岐阜県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称
訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地
訪問看護ステーション等の名称
訪問看護ステーション等の所在地
年月日

株式会社ケアメイト中部	多治見市音羽町四丁目七二番地Y u k i N e o 音羽ビル 三階	訪問看護ケアメイト	多治見市音羽町四丁目七二番地Y u k i N e o 音羽ビル 三階	平成二七・五・一
株式会社ふく	関市武芸川町八幡三三一番地一	ふく訪問看護ステーション	関市武芸川町八幡三三一番地一	同

岐阜県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
西 可 児 医 院	新 可児市帷子新町一九九 旧 可児市東帷子字前田筋一四三	平成二二・一一・二四

岐阜県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示す

る。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
大塩歯科医院	瑞浪市陶町猿爪八三七三	平成二六・四・三〇
さかいだ耳鼻咽喉科	羽島郡岐南町八剣二丁目一七八番地	平成二七・三・三一
おくだ内科	各務原市鵜沼三ツ池町五丁目二四〇	同
はやかわクリニック	大垣市東町二丁目七番地一	同
白川村国民健康保険白川診療所	大野郡白川村荻町一〇八三番地の一	同
西尾歯科医院	多治見市奥川町五番地の三	同

岐阜県告示第三百七十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
医療法人万裕会	高山市新宮町六八三番地一	訪問看護	医療法人万裕会 さもりフ	高山市新宮町六八三番地一	平成二七・四・一
医療法人万裕会	高山市新宮町六八三番地一	訪問看護	医療法人万裕会 さもりフ	高山市新宮町六八三番地一	同
医療法人高鷲会	郡上市高鷲町鮎立一〇〇一	居宅療養管理指導	医療法人万裕会 さもりフ	郡上市高鷲町大鷲二〇四九一	同
医療法人社団清流会	瑞穂市別府七九一	介護予防訪問看護	ほづみ整形外科医院	瑞穂市別府七九一	同
医療法人社団清流会	瑞穂市別府七九一	介護予防訪問看護	ほづみ整形外科医院	瑞穂市別府七九一	同
医療法人社団清流会	瑞穂市別府七九一	介護予防訪問看護	ほづみ整形外科医院	瑞穂市別府七九一	同
医療法人社団清流会	瑞穂市別府七九一	介護予防訪問看護	ほづみ整形外科医院	瑞穂市別府七九一	同

揖斐川町	揖斐川町	揖斐川町	揖斐川町	株式会社ケアメイト中部	株式会社ケアメイト中部	株式会社ケアメイト中部	特定非営利活動法人マリアの丘	特定非営利活動法人マリアの丘	医療法人社団高和会	医療法人社団高和会	医療法人社団高和会	医療法人社団高和会	医療法人社団高和会
揖斐郡揖斐川町三輪一三三三	揖斐郡揖斐川町三輪一三三三	揖斐郡揖斐川町三輪一三三三	揖斐郡揖斐川町三輪一三三三	各務原市那加信長町二丁目八九番地一	多治見市音羽町四七〇音羽ビル 三階	多治見市音羽町四七〇音羽ビル 三階	各務原市三井町四丁目二六一番地	各務原市三井町四丁目二六一番地	瑞穂市古橋一〇七五番地の一	瑞穂市古橋一〇七五番地の一	瑞穂市古橋一〇七五番地の一	瑞穂市古橋一〇七五番地の一	瑞穂市古橋一〇七五番地の一
介護予防訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション	訪問看護	通所介護	訪問介護	訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	通所介護	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護
揖斐川町久瀬診療所	揖斐川町久瀬診療所	揖斐川町久瀬診療所	揖斐川町久瀬診療所	デイサービスさくらの里	訪問介護ケアメイト	訪問看護ケアメイト	訪問看護ステーションマリアの丘	訪問看護ステーションマリアの丘	高木デイサービスセンター	高木デイサービスセンター	高木デイサービスセンター	高木クリニック	高木クリニック
揖斐郡揖斐川町東津汲九七四一	揖斐郡揖斐川町東津汲九七四一	揖斐郡揖斐川町東津汲九七四一	揖斐郡揖斐川町東津汲九七四一	羽島郡笠松町上本町六五二	多治見市音羽町四七〇音羽ビル 三階	多治見市音羽町四七〇音羽ビル 三階	各務原市鷺沼丸子町三丁目二三番地	各務原市鷺沼丸子町三丁目二三番地	瑞穂市古橋一一二三番地の一	瑞穂市古橋一一二三番地の一	瑞穂市古橋一一二三番地の一	瑞穂市古橋一〇七五番地の一	瑞穂市古橋一〇七五番地の一
同	同	同	同	同	同	平成二七・五・一	同	同	同	同	同	同	同

揖斐川町 揖斐郡揖斐川町三輪一三三
 介護予防訪問リハビリテーション
 揖斐川町久瀬診療所
 揖斐郡揖斐川町東津汲九七四一
 同

揖斐川町 揖斐郡揖斐川町三輪一三三
 介護予防居宅療養管理指導
 揖斐川町久瀬診療所
 揖斐郡揖斐川町東津汲九七四一
 同

岐阜県告示第三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
 平成二十七年六月十二日
 岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 サービスの種類
 居宅介護事業所等の名称
 居宅介護事業所等の所在地
 変更年月日

新 株式会社 フロンティ 新 愛知県名古屋市中区泉一丁目一九番八号
 旧 株式会社 イーピーエ 旧 愛知県小牧市大字北外山一八五四
 認知症対応型共同生活介護
 グループホームせきの憩
 関市塔ノ洞二六〇一番地
 平成二七・五・一

新 株式会社 フロンティ 新 愛知県名古屋市中区泉一丁目一九番八号
 旧 株式会社 イーピーエ 旧 愛知県小牧市大字北外山一八五四
 特定施設入居者生活介護
 介護付有料老人ホームか
 各務原市大野町二二二
 同

新 株式会社 フロンティ 新 愛知県名古屋市中区泉一丁目一九番八号
 旧 株式会社 イーピーエ 旧 愛知県小牧市大字北外山一八五四
 介護予防特定施設入居者生活介護
 介護付有料老人ホームか
 各務原市大野町二二二
 同

岐阜県告示第三百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
谷 汲 村	揖斐郡谷汲村木曾屋一六三一	居宅療養管理指導	谷汲村国民健康保険横蔵出張診療所	揖斐郡谷汲村木曾屋一六三一	平成一七・一・三〇
揖斐川町	揖斐郡揖斐川町三輪一三三三	訪問看護	揖斐川町坂内国民健康保険診療所	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬九一八	平成一七・一一・六
揖斐川町	瑞穂市別府七九一	通所介護	デイセンターほづみ診療所	瑞穂市別府七九一	平成一九・三・三一
株式会社感謝	大垣市北方町一丁目一六二番地SSA1トビル一階	訪問介護	訪問介護ステーション感謝	大垣市北方町一丁目一六二番地SSA1トビル一階	平成二七・四・三〇
株式会社感謝	大垣市北方町一丁目一六二番地SSA1トビル一階	介護予防訪問介護	訪問介護ステーション感謝	大垣市北方町一丁目一六二番地SSA1トビル一階	同

岐阜県告示第三百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古田 肇

氏名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指年月日
加藤 善規	あいじゅ治療院	多治見市精華二三二	平成二七・五・二

岐阜県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年六月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
岐 阜 県	垂井線	官公有無番地先（大垣市墨俣町二ツ木字土腐一八七番三）から大垣市墨俣町二ツ木字土腐一八四番一地先まで	前 後	三・八 一・六〇 一・六〇	延 長 六 八	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年四月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜福祉事業支援友の会

三代 表 者 の 氏 名 今 井 桂

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市北小田町二丁目二七四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、障がい者に対して、地域で自立した生活を送るのに必要な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十七年五月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さんしょうの会

三 代 表 者 の 氏 名 中 島 守

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市三福寺町二二九番地

五 定款に記載された目的 この会は、一人一人の障害児者の尊厳が尊重される社会の実現を基本に据え、障害児者が地域で生き、地域との交流を図りながら、心豊かに生活できる場づくりを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 落札者印帳の内容及び数量 岐阜県文化庁から提供される落札者印帳の数量

式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年3月20日
- 4 落札者を決定した日 平成27年5月8日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町十丁目1番
日通商事株式会社岐阜営業支店
営業支店長 伊東 浩一

6 落札金額 39,871,440円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県環境生活部文化振興課文化施設係
- (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 本県市
- 二 作業種類 公共測量（道路台帳更新）
- 三 作業期間 平成二十七年六月八日から
同二十八年三月二十二日まで
- 四 作業地域 本県市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 大垣市
- 二 作業種類 公共測量（数値撮影（デジタル））
- 三 作業期間 平成二十六年七月十日から
同二十七年三月三十一日まで
- 四 作業地域 大垣市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 美濃市
- 二 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 三 作業期間

平成二十六年七月二日から
同二十七年一月十三日まで
四 作業地域
美濃市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業期間

平成二十六年十一月二十五日から

同二十七年三月十三日まで

四 作業地域

羽島市福寿町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

各務原市

二 作業種類

公共測量（共用地図データ更新）

三 作業期間

平成二十六年七月一日から

同二十七年三月三十一日まで

四 作業地域

各務原市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本巣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本巣市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）

三 作業期間

平成二十六年八月二十八日から

同二十七年十二月二十二日まで

四 作業地域

本巣市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により郡上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
郡上市

- 二 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

- 三 作業期間

平成二十六年七月十日から

同 二十七年三月二十日まで

- 四 作業地域

郡上市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により八百津町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
八百津町

- 二 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

- 三 作業期間

平成二十六年六月十八日から

同 二十七年二月二十七日まで

- 四 作業地域

加茂郡八百津町

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務の全部の廃止

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）による改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の十三第一項の規定により、構造計算適合性判定の業務の全部の廃止を許可したので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
公益財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂三丁目四番二号	東京都江東区新砂三丁目四番二号

- 二 廃止した日

平成二十七年五月三十一日

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の委任

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番	岐阜県の全域	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	岐阜県の全域	大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番一五号
			大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

- 1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）
- 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号口に定める構造計算による建築物
- 3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
- 4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの
- 5 高さが三十一メートルを超える建築物
- 6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
- 7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物
- 8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物
 - (一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）
 - (二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）
 - (三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）

- (四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）
- (五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）
- (六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十四号）
- (七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）
- (八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第四百六十三号）
- 9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）第三第二項第二号の構造方法を用いた建築物
- 10 その他知事が必要と認める建築物

三 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成二十七年六月一日

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月十二日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	福束輪中土地改良区	認可年月日	平成二七・六・一二
--------	-----------	-------	-----------

平成二十七年六月十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社